

1. 視覚障害者の安全対策について

質問要旨

本年4月に奈良県大和郡山市内で発生した、視覚障害者と電車の接触による死亡事故を受け、国は「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定し、踏切道での視覚障害者の誘導に係る整備内容を規定したが、視覚障害者の安全対策に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 奈良県での事故を踏まえ、本府として、視覚障害者による踏切での事故の危険性についてどのように認識しているのか。

(2) 前後に歩道がある踏切について、府管理道路においても、鉄道事業者や障害者団体等と連携し、有効な点字ブロックの迅速な設置を進めるべきと考えるが、該当する踏切の箇所数や今後の整備の進め方についてはどうか。

(3) 府管理道路における前後に歩道がない踏切について、視覚障害者団体との連携等により視覚障害者の日常利用が多い踏切を把握し、点字ブロックの優先的な設置を進めるべきと考えるがどうか。

答弁

視覚障害者の安全対策についてでございます。

京都府では、歩行者の安全確保のため、歩道の整備をはじめ、防護柵の設置や段差の解消等を進めているところでございます。

とりわけ踏切内は、危険度が高い箇所でありながら、歩行者と車両の通行を区分する構造物が設置できないため、交通量の多い踏切や通学路となっている踏切の拡幅の他、歩道部分のカラー化に取り組んできたところでございます。

この度、奈良県で発生した事故により、踏切は、視覚障害者の方にとって進行方向や遮断機との位置関係がわかりづらいといった特有の危険性を持つことが浮き彫りとなったことから、安全に通行するためのより細やかな対策が必要であることを、認識したところでございます。

議員御紹介のとおり、今回の事故を受け、国はガイドラインを改定し、前後に歩道が整備されている踏切の手前部における点字ブロックの整備内容を追加したところでございます。

府内約700箇所の踏切のうち、府管理道路の55箇所において、前後に歩道が整備されている踏切は19箇所でございます。改定前に整備済みの1箇所を除く18箇所について、今後、速やかに整備を進めてまいります。

整備にあたりましては、鉄道事業者や警察をはじめ、視覚障害者団体や肢体障害者団体の御意見を十分伺うことが大切であると考えており、合同での現地確認を実施するなど、踏切毎に最適な点字ブロックの配置を検討してまいります。

一方、前後に歩道が整備されていない踏切の整備内容につきましては、国において引き続き検討する予定とされているところであり、早急に整備内容が示されるよう、国に要望してまいります。また、議員ご提案の調査については、既に視覚障害者団体の協力を得ながら実施しているところでございます。今後示される整備内容を踏まえつつ、調査結果をいかして利用実態に即した対応につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、障害のある方の自立した日常生活及び社会生活を確保できるよう、ユニバーサルデザインに基づいた「すべての人にやさしい」道づくりを進めてまいります。

2. 京料理の更なる振興について

質問要旨

昨年度の文化財保護法の一部改正により、書道や食文化等の生活文化を含む多様な無形文化財の積極的な保護を図る新たな登録制度が創設されたが、京料理の更なる振興に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 京料理の登録無形文化財への登録に向けた気運情勢を図るため、これまでにないようなイベントや博覧会を開催するとともに、SNSを通じ国内外にアピールすべきと考えるがどうか。

(2) 世界中から人が集う大阪・関西万博も見据え、これまでの「食文化＝伝統文化」に加え、京都の食材等を活かし、「食文化＝新たな産業」ともなるような取組が必要と考えるがどうか。

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。
京料理のさらなる振興についてでございます。

京都の食文化は、1200年にわたる長い歴史と四季折々の豊かな自然の中で洗練されながら、様々な料理が生み出され、受け継がれますとともに、各地域の食文化と交流し、発展してきたところでございます。

京都府では、平成25年の和食のユネスコ無形文化遺産登録等を契機として、「京料理」の核となる出汁の試飲や和食・和菓子づくり体験などができる「京都・和食の祭典」の開催や、京料理や京の食材をセット販売する「京の食」応援プロジェクト「京の御膳」の販売など、「京料理」の魅力を発信してまいりました。

さらに、昨年文化財保護法が改正され、「京料理」などの生活文化についても、文化財として保存・活用を図ることとされたことを受けまして、無形文化財への登録に向けて、料理技術や作法の特徴

について調査を実施し、「主人」「料理人」「女将・仲居」が一体となって、京都らしいもてなしのこころを表現し、料理を提供する「京料理」の文化的な価値をとりまとめたところでございます。

こうした伝統的な「京料理」の文化的価値を、SNS等を活用して国内外に広くアピールすることとしております。

また、今年度は、老舗料亭の料理人による伝統的な心技をはじめ、四季折々の器やしつらえを見ながら趣向を凝らした料理を味わっていただきますとともに、能・狂言、いけばななどの伝統文化を鑑賞いただくことができる「京料理まるごと博覧会（仮称）」を新たに開催するなど、京料理の更なる振興に努めてまいりたいと考えております。

また、料理人など飲食事業者だけでなく、農林水産業や食品加工業など「京料理」に関係する多くの産業分野の交流・連携を促す「京都食ビジネスプラットフォーム」において、京野菜や京豆腐、湯葉のようなブランド力のある食材と京の食文化を活かした、より付加価値の高い商品や中食市場に向けた新たなサービスの開発を目指したプロジェクト化等を支援しているところでございます。

その中で、京料理ならではのミールキットを開発し、最先端の鮮度保持技術を導入して国内外に販路を広げる取組や、フードテックを活用したおいしさと食べる楽しみを備えた京料理の介護食開発の取組が始まっているところでございます。

今後とも、世界中から、多くの方々が京都など関西に来られる大阪・関西万博も見据え、京料理や京都の食材の伝統的な魅力を活かしながら、新たな市場を創出し、府内の食関連産業・農林水産業の発展に繋げてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

3. 府立高校夜間定時制の支援体制について

質問要旨

府立高校の夜間定時制は国籍を問わず受験が可能となっており、日本語の読み書きが理解できない生徒に対しては、ボランティアによる通訳サポート等で対応をしているが、府立高校夜間定時制の支援体制に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 近年の外国籍生徒の急増についての分析はどうか。また、日本語の理解が不自由な生徒への支援については、ボランティア任せではなく、人材確保等を含む積極的な体制強化を図るべきと考えるがどうか。

(2) 多様な言語へのサポートを実施できるように、日本語教育やICTを活用した教科書の導入など、授業の理解度向上につながる取組や一定のルール作り等も必要と考えるがどうか。

答弁

小鍛冶議員の御質問にお答えいたします。

府立高校夜間定時制における外国籍生徒についてであります。本府における在留外国人は年々増加しており、近年はコロナ禍で減少に転じているものの、長期的には、今後も増加していくものと捉えております。

また、議員御指摘のとおり、ここ数年、鳥羽高校特有の傾向としてネパールの生徒が増えてきております。正確な分析は困難ではございますが、ネパールの方同士のコミュニティ等を通じて、日本語を母語としない生徒への指導実績等を評価され、鳥羽高校を希望されたものと考えております。

全ての入学生の学びを保障することは教育機関の責務であり、府立高校では、日本語の支援が必要な生徒に対し、教員による指導・支援に加え、京都府国際センターによるオンライン学習支援の活用や、生徒の状況に応じて非常勤講師を配置するなど安心して学べる環境整備に努めております。

引き続き、議員の御指摘を十分に踏まえ、学校の実情に応じた支援体制を整備してまいります。

次に、多様な言語の外国人生徒の増加を想定したサポートについてであります。議員御指摘のICT技術やデジタル教材の活用は、まさに今後の支援の柱になると考えております。

「教育DX」の推進により生徒の個別最適で効果的な学びの実現に向け取組を進めているところであり、タブレット端末による音声読み上げや翻訳アプリに加え、様々なデジタルツールの活用について、引き続き研究を進めてまいります。

府教育委員会といたしましては、日本語の支援が必要な生徒の在籍動向を踏まえ、誰一人取り残すことなく全ての生徒の教育機会を保障する学校体制の整備に向けた新しいルールや仕組みについて研究をするとともに、必要に応じ、国に対しても提案・要望をしてまいります。

4. 常時左折可能な交差点と時差式信号機の運用について

質問要旨

常時左折可能な交差点と時差式信号機の運用に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

(1) 府内には、五条堀川交差点をはじめ11箇所の常時左折可能な交差点が存在するが、左矢印の標示板に加え、「常時左折可」等の文字を使った表示や垂れ幕の利用により、運転手が容易に常時左折可能であると認識できるようにすべきと考えるがどうか。

(2) 円滑な右折を促すための時差式信号には、対向車線を赤信号とした上で青信号を延長する形式と、信号機下部に右折矢印を示す形式が存在する。青信号を延長する形式は、対向車線が赤信号である確認がしづらく右折判断が困難であることや、赤信号となる対向車線側にとっても右折の開始時に直進車と交差する等の危険性が指摘されているが、本府における、今後の時差式信号機の運用を含むあり方についての考えはどうか。

(3) 京都市南区の石原交差点については、北行右折する車両が急増する中、右折専用レーンの未設置や交通実態に即した信号制御を理由に、青信号を延長する形式の時差式信号機が設置されている。伏見区の桃山西尾交差点のように、右折専用レーンが設置されずとも右折矢印を示す交差点もある中、石原交差点においても右折矢印信号を設置すべきと考えるがどうか。また、右折矢印信号を取り入れない時差式信号機についても、要望が寄せられる交差点については、同様の改善を講じるべきと考えるがどうか。

答弁

小鍛治議員の御質問にお答えいたします。

五条堀川交差点における常時左折可の交通規制については、法令に従った、適正な内容の道路標識が道路左側端と横断陸橋上の信号灯器横に設置されていることに加え、通行する左折車線に停止線がないことから、運転者は通常、常時左折が可能であることが認識できると考えておりますが、より分かりやすい交通規制を実施するとの観点から、他の同様の交差点を含め、実情を確認し、文字による補助標識の併設を検討して参ります。

次に、時差式信号機の設置・運用の基本的な考え方についてであります。

対面交通の一方の青信号時間を延長し、その間対向は赤信号とする方式を時差式信号といたしますが、これは一般に、何れか一方の右折又は直進の交通量が、反対方向からの交通量と比較して著しく多い交差点に設置することを基本とし、道路形状、幅員、車線数等を総合的に勘案して判断しております。

今後の信号機設置のあり方については、多種多様な信号制御方法の中で、交通実態、道路環境に即した最適な信号方法を選択・運用していく所存です。

次に、石原交差点における右折矢印信号の設置についてであります。

国道171号はかつて、石原交差点を先頭とする南行車両の交通渋滞が深刻となっていたことを受け、道路管理者による対策のほか、時差式信号機を設置して南行の青信号秒数を延長した結果、南行交通流の円滑化、渋滞の緩和が図られた経緯があります。

この時差式信号機は、南行の交通量が北行の交通量と比べ著しく多かったことなどを踏まえて設

置されたものであるところ、同交差点に右折矢印信号を設置した場合、再び南行車両の交通渋滞が発生し、地域住民の交通利便性が損なわれることも懸念される場所です。

石原交差点南側エリアの開発が進む一方で、同地域に通称祥久橋通が整備されたことにより、地域交通の分散化も図られていることから、右折矢印信号の設置については、北行右折の交通量の現状やその将来見通しも踏まえ、判断する必要があると考えております。

最後に、時差式信号機の右折矢印信号機への切替えについてであります。交通実態の変化や府民の要望意見を踏まえ、適切に判断して参りたいと考えております。